

計画の推進方策

1. 全ての主体の参加による計画推進

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市の各主体が自主的かつ積極的に取り組むことが急務です。

しかし、市民一人ひとり、一事業所の取り組みだけでは限界があります。各主体の役割に応じて互いに連携し、知恵を出し、協力し合っていくことで、より大きな力が発揮できます。そのため、地域ごと、業種ごと、あるいは市民や事業者といった立場を超えて、地球温暖化対策の取り組みを広げていくことが期待されます。

さらに、近隣や地方の自治体と協力・連携し、東京都や国による施策に協力・連携することで、効果的かつ訴求力のある取り組みを展開していきます。

2. 推進・進行管理のための体制

本計画は、市民、事業者、市の各主体の参加のもとで、推進と進行管理を行います。また、中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

環境審議会

環境審議会は、環境基本条例に基づく市長の附属機関で、学識経験者や関係団体の代表者、公募の市民などにより構成されます。

<役割>

- ・ 施策の妥当性の判断や施策の修正などについて、市長に対して提言、具申する
- ・ 環境基本計画等の策定や見直しについて審議

地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策推進法第26条第1項の規定に基づき、事業者、関係団体、市民などのさまざまな主体が参加し、地域での連携・協働による地球温暖化対策を進めるための組織です。早期の設立に向けて、準備を行います。

<役割>

- ・ 市民等への情報発信・普及啓発、協働事業の実施(キャンペーン、セミナー・シンポジウム、社会実験等)、行政や市民等に対する意見・提案などを実施

現在、環境基本計画の重点プロジェクト1「CO₂を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう」を推進するため、西東京市環境保全活動等推進員を設置しています。市民、事業者が委員となり、地球温暖化を防止するための事業提案、市の環境学習事業の協力を行っています。

今後は、この環境保全活動等推進員を中心に地域協議会の早期の設立に向けて、準備を行います。

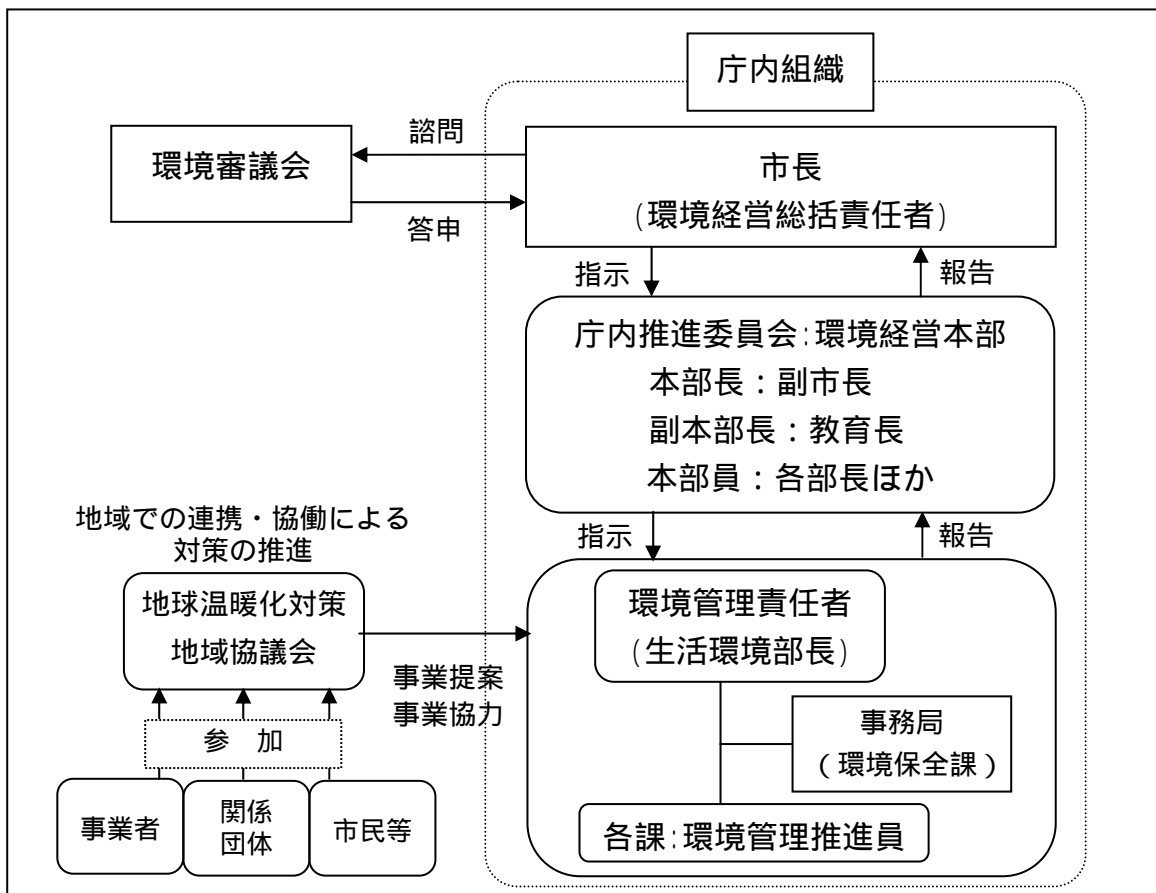
庁内組織（庁内推進委員会：環境経営本部）（市）

庁内推進委員会は、階層的な広がりを見せる地域の環境問題と地球環境問題を優先的に取り組むため、行政内で推進する組織であり、各課の環境保全にかかる施策を調整し、積極的に施策を推進するための組織です。

<役割>

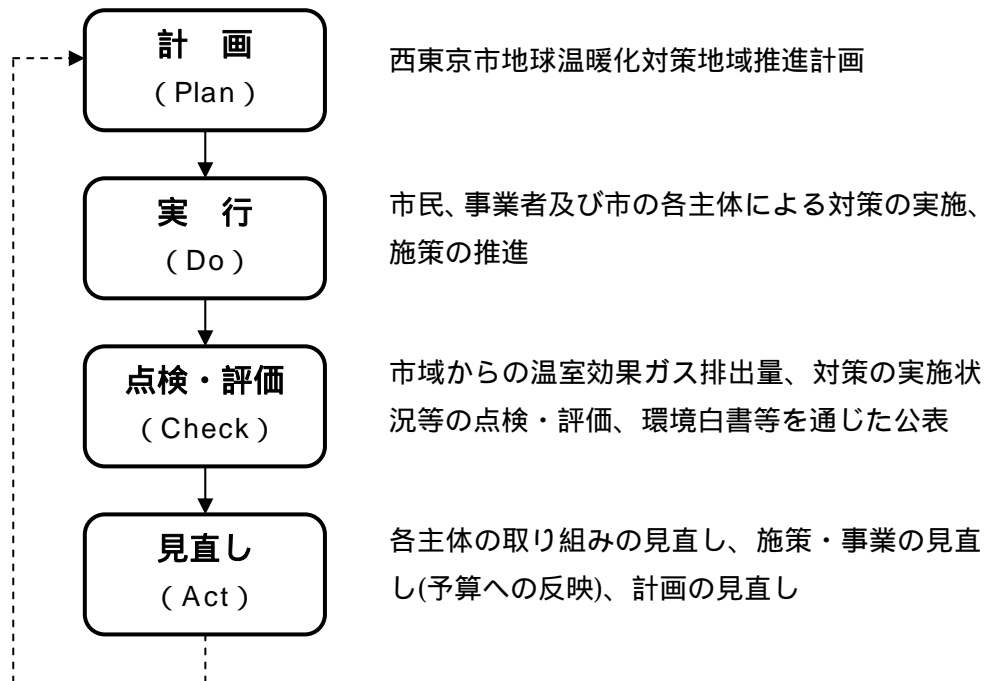
- ・ 本計画に基づく各施策の調整・推進を図るとともに、計画の進捗状況の評価・点検、その後の方向性の検討などを行う

環境経営本部は、副市長をトップとして、庁内の横断的な環境保全施策の調整及び進捗管理を行い、環境管理統括責任者である市長に報告します。市長は計画の見直しなど、施策を統括します。



3. P D C Aサイクルによる計画の進行管理

本計画の実効性ある推進のためには、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といった、P D C Aサイクルを基本として、計画の進行管理を行います。



4. 点検・評価・公表

本計画の進行管理にあたり、環境経営本部が次の項目について点検・評価を行い、適宜、取り組みや施策・事業を見直します。また、これらの結果は、毎年度、「西東京市環境白書」としてとりまとめ、公表して意見を募集します。

点検・評価項目	評価頻度	把握方法
温室効果ガス排出量	毎年度	統計資料により把握
取り組みの実施状況	3年程度毎	アンケート等により取り組みの実施状況及び効果を把握
行動目標(重点施策)や事業の実施状況	毎年度	庁内推進委員会を中心に把握